

東郷町議会議長 加藤 宏明 殿

東郷町議会議員 会派名 無 会 派
議席番号 3 番 氏 名 中野まさひろ

一 般 質 問 通 告 書

東郷町議会会議規則第59条第2項の規定により、次の事項について
質問（一問一答方式・一括質問方式）したいので通告します。

記

No. 2 - 1

質問事項	質問要旨	答弁者
1 中学校の校則見直しへの生徒や保護者の参画と公開について	<p>全国的に生徒自身による校則の見直しの機運が高まっている。萩生田前文部科学大臣は、3月の国会で「人権、人格を否定するような校則は望ましいものではない」「時代に合っていないおかしな校則を変えようと中学生が声を上げることは良いことだと思う」「校則を公開すると良い」と答弁している。</p> <p>そして、文部科学省は6月、見直しの際には児童生徒が話し合う機会を設けたり、保護者からの意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例を含め「校則の見直し等に関する取り組み事例について」の通知を出している。</p> <p>(1) 校則の法的な位置付けは。</p> <p>(2) 制定改廃についての権限は誰にあるのか。</p> <p>(3) 生徒が校則に疑問や変更の希望を持った場合の話し合いや見直しの手続きは。</p> <p>(4) 校則はどのように周知されているか。</p> <p>(5) 文部科学省の「校則の見直し等に関する取り組み事例について」の通知では、生徒、保護者、地域の校則に関する意識を高めるとともに、学校における見直しを促すため、校則を学校のホームページに掲載する事例が紹介されている。</p> <p>各学校の校則をホームページで公開すべきと考えるがいかがか。</p>	町長 教育長 担当部長

(注) 要旨は、具体的に記載すること。

質問事項	質問要旨	答弁者
<p>2 町民が主役のまちづくりについて</p>	<p>福井県鯖江市は「鯖江市民主役条例」を制定し、市民とともに市民協働・市民主役のまちづくりを推進している。</p> <p>そして、JK 課プロジェクトでは、これまでどうしても参加の少なかった高校生、特に女子を対象にまちづくりチームを結成し、自らが企画した地域活動に大人を巻き込みながら実践することを通じ、若者・女性が進んで行政参加を図り、まちに「にぎわい」を創出することを目指している。</p> <p>(1) 今までに学生、女性等ターゲットを絞った住民等の発想やアイデアを活用するために行った方策は。</p> <p>(2) 「JK 課」等住民の柔軟な発想とアイデアを行政に活用する取り組みの有効性をどう考えているか。</p> <p>(3) 「JK 課」等住民の柔軟な発想とアイデアを行政に活用する取り組みを行う考えは。</p> <p>(4) 町民のみなさまが主役であることをより強調した条例についての考えは。</p>	<p>町長 担当部長</p>
<p>3 附属機関等の会議資料・議事録のホームページでの公開について</p>	<p>行政に対する住民の理解と信頼を深め、開かれた行政を推進する観点から附属機関等傍聴者に対する資料提供が必要である。</p> <p>令和3年第1回定例会の一般質問において、会議及び資料の内容を踏まえ、配布の範囲やコピー代等の実費の取扱いなど、配布する場合の基本的な取り扱い方法を、現在、検討を進めている旨答弁があった。</p> <p>また、自治体DX推進の観点から会議資料および議事録のホームページでの公開が必要である。</p> <p>(1) 附属機関等傍聴者に会議資料を配布する場合の基本的な取り扱い方法は。</p> <p>(2) 会議資料および議事録のホームページでの公開が必要であると考えるがいかがか。</p>	<p>町長 担当部長</p>

(注) 要旨は、具体的に記載すること。